

鉄道事業法

1. 案内情報
- 手続名 : 鉄道事業の相続の認可
手続根拠 : 鉄道事業法第27条第1項、鉄道事業法施行規則第41条、第79条
- 手続対象者 : 鉄道事業者の相続人
提出時期 : 鉄道事業者が死亡した場合において、相続人が被相続人の経営していた鉄道事業を引き続き経営しようとするとき（死亡後60日以内に認可を受けなければなりません）
- 提出方法 : 事業の継続認可申請書を作成し、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局（事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部監理課へ提出して下さい。
- 手数料 : なし
添付書類・部数 : 鉄道事業法施行規則に定める書類・各一部
第四十一条 略
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 申請者と被相続人との続柄を証する書類
二 申請者が現に鉄道事業を営していない場合には、第二条第二項第十一号イ及び八、第十二号並びに第十三号に掲げる書類
三 申請者以外に相続人がある場合には、当該事業を申請者が継続して営むることに対する当該申請者以外の相続人の同意書
- 申請書様式 : 事業の継続認可申請書
記載要領・記載例 : 国土交通省鉄道局幹線鉄道課若しくは都市鉄道課又は当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局（事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部監理課にお問い合わせ下さい。
2. 窓口情報
- 提出先 : 北海道運輸局鉄道部監理課 011-290-2731
東北運輸局鉄道部監理課 022-291-7526
新潟運輸局鉄道部監理課 025-244-6117
関東運輸局鉄道部監理課 045-211-7239
中部運輸局鉄道部監理課 052-952-8030
近畿運輸局鉄道部監理課 06-6949-6439
中国運輸局鉄道部監理課 082-228-8797
四国運輸局鉄道部監理課 087-835-6359
九州運輸局鉄道部監理課 092-472-4051
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口 : 国土交通省鉄道局幹線鉄道課若しくは都市鉄道課又は当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局（事案が二以上の地方運輸局の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局）鉄道部監理課
3. 手続情報
- 審査基準 : 鉄道事業法第27条第3項
標準処理機関 :
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)